

香川県建設業BCP認定制度

審査要領等の改訂点の説明について

1. 事業継続計画（BCP）とは
2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点
3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

※R 7 年度改訂箇所は赤字



香川県土木部技術企画課

令和7年6月6日

1. 事業継続計画（BCP）とは

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれています。

この**事業継続を追求する計画を**

「事業継続計画」と呼び、

(BCP : Business Continuity Plan)

計画を策定し、訓練し、計画の見直しを行って、事業継続力を高めていく取り組みのことです。

今、災害に備える「防災」から、災害後に生き残るための「事業継続」が求められています。

2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点

2 認定の概要

2-2 認定に関する手続きの流れ

② 審査

2) 面接審査

※継続更新2回目以降の会社については、書類審査のみ実施し、面接審査は基本的に実施しません。ただし、書類審査において、審査員が必要と判断した会社については、面接審査を実施します。

3) その他

書類審査と面接審査においても、実効性の有無が確認できなかった場合は、認定の可否を保留し、現地での実態把握等の追加の調査を行い、再度、審査を行うことがあります。

2. 香川県建設業BCP認定審査要領の改訂点

4 審査

4-2 審査方法

② 面接審査

以下の4点について確認します。

- ・「代表者または災害対策本部長が事業継続計画を理解し、取組みの把握及び適切な指導ができているか」
- ・「災害時に確実に機能するか」
- ・「災害時に機能するための準備がなされているか」
- ・「事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取組みの準備がなされているか」
(認定の継続更新申込の場合は、取組みを実施しているか)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時
・（就業時間内の場合）	平日午前9時に〇〇市に震度6弱の地震が発生（ハートマーク） 上段：目標 下段：現状																								
災害対策本部の体制づくりと運用（社員・家族の安否確認含む）																									
施工中現場の被害状況の確認・二次災害の防止																									
関係する行政機関に対しての連絡調整																									
道路啓開業務・災害協定業務、その他の応急・復旧業務																									
道路啓開業務（緊急点検）																									
道路啓開業務（啓開作業）																									
自社周辺の救援活動																									

3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

G-3 事業継続計画の改善の実施

○BCPの見直し検討課題

BCP見直し検討課題(例)	事業継続計画に反映した内容	課題の種別
社屋の耐震診断の実施	耐震診断の見積を口頭で確認したが、費用の問題で中断している。今後正式に見積もりを徴収し検討する。	継続
保管庫、ロッカー等の転倒による事故	G-1は個々の対策・運用の課題 G-3は、BCPの見直しにあたって障害となる事項や課題(見直体制、BCPに影響する外的要因など) 例①社員の意見を反映させる必要があるため、BCP検討委員会に社員代表者を参画させること(体制) 例②県や市町など外部の被害想定が変更された場合でBCPへの反映ができない場合(外的要因)	
食糧等の備蓄(対応拠点)		
安否確認訓練の全員の回答		
BCPにより現場の意見を取り入れる定委員会に一般社員を参画させる		
〇〇市のハザードマップが〇年〇月に改訂され、対応拠点が新たに浸水区域に設定されたが、当該災害のBCP対象としての取り扱いが検討課題	A-1 受ける被害の想定は〇年〇月に改訂したが、事業継続計画で対象とする災害の改訂は未定	継続
〇年〇月に〇〇市との災害協定が結ばれたが、当社の役割が確定しておらず、BCPへの反映が未確定	A-2 協定一覧は〇年〇月に改訂したが、役割が確定した後の検討表・バーチャート、手順書の改訂はしていない	継続

3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

A-3-2 全体手順初期

○「災害対策本部立上げ」と、「関係する行政機関に対しての連絡体制」を分割

◇全体手順初期

時間	対応手順
直後～○時間	<u>災害対策本部立上げ</u>
	・本部設置権限者（ ）は災害対策本部を〇〇会議室に立ち上げる。
	・設置後速やかに、（ ）は社員に災害対策本部設置を通知する。
	・本部設置以降、（ ）は、地震・周辺被害に関する情報を収集する。
発災後○～○時間内 直後～○時間	・（ ）は、地震情報、災害状況、社員参集状況、社員指示事項、作業状況等の情報を随時収集し、本部長に報告する。
	・（ ）は、緊急参集メンバー以外の社員（当面の対応事項がないもの）に、必要な帰宅（帰宅困難者支援を含む）、避難所への移動等の指示を出す。
	・本部長（ ）は、収集した情報を基に、社員の安全に配慮しながら、業務継続計画に基づいて各担当者に作業指示を行う。
	災害対策本部立上げ・関係する行政機関に対しての連絡調整について ・災害対策本部を〇〇会議室に立ち上げる。 ・遅くとも6時間以内発災後○～○時間内に、関係する行政機関に■■部長（代理△△課長）が自社の概況及び周辺の被災状況、と協定等の業務への対応可能性を連絡、今後の連絡手段等を確認 ・（ ）は、重要関係先（施工中現場の施主も含む）にも当方の概況を連絡し、先方の情報を入手する。 ・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。 緊急参集メンバー以外の社員（当面の対応事項がないもの）に、必要な帰宅（帰宅困難者支援を含む）、避難所への移動等の指示を出す。

3. 香川県建設業BCP認定制度 作成例の改訂点

A-3-2 全体手順初期

○「道路啓開業務」と、「災害協定業務」を分割し、さらに、「道路啓開業務」を「緊急点検」と「支援業務」に分割

◇全体手順初期

発災後○時間以内（※開始（着手）時間を記載） +1日以内	道路啓開業務、災害協定業務の着手 ・重要業務（上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く）について、着手や実施の可能時間の見積もりを開始。 ・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集。 ・道路啓開について、協定書に従い初動対応（緊急点検の実施）を行う。 ・なお、啓開目標時間は、第1次ルートで概ね24時間以内、第2次ルートで概ね72時間以内とされている。 ・救援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整。 ・優先度の高い重要業務から、体制整い次第着手する。○時間以内には必ず災害協定業務に着手する。 ・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば、合わせて対応を検討。
発災後○～○時間	道路啓開業務（緊急点検） ・県内震度6弱以上もしくは地震に係る県災害対策本部設置の場合、緊急点検が自動発動となるため、体制が整い次第、担当道路区間を点検する。 ・（ ）は、点検結果を道路管理者○○にメール及び電話で報告する。 ・緊急点検の結果、道路啓開作業の必要が想定される場合は、人員・資機材の確保に着手する。
発災後○～○時間以内（啓開割付区間が第1次啓開ルートの場合概ね24時間、第2次啓開ルートの場合概ね72時間）	道路啓開業務（支援準備） ・○○協会支部から支援準備要請があった場合、（ ）は支援体制をまとめ、○○支部に自社の出動可能体制を報告する 道路啓開業務（支援活動） ・○○協会支部から支援要請があった場合、（ ）は、出動体制を○○協会支部に伝え、啓開作業社員に支援出動を指示する。 ・（ ）は、自社対策本部に活動状況及び完了報告を行う。 ・自社対策本部（ ）は道路管理者（ ）に活動状況及び完了報告を行う。

4. 今後の予定

○審査会について

令和7年度香川県建設業BCP認定制度の審査会は
1回実施します。

受付: 8月予定

申込にあたり、申請書類の事前相談を受け付けています。

事前相談の際には、電話で担当者へ確認後お越しく下さい。

事前相談時間: 9:00～12時00分、13時00分～17時00分(土日、祝祭日を除く)

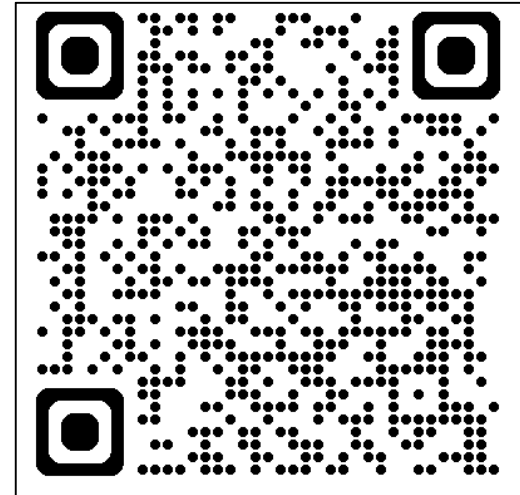
※申込受付開始後は混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

事前相談予約: 公益財団法人 香川県建設技術センター 担当: 横井・西村・松岡
〒761-8076 香川県高松市多肥上町1251-1 TEL: 087-888-6630

5. BCP策定企業融資

香川県の経営支援課では、
「BCP策定企業融資」を行っています。

詳しい内容は、HPをご確認いただくか、
経営支援課にお問い合わせください。



香川県商工労働部経営支援課(商業・金融グループ)
高松市番町四丁目1番10号 県庁東館6階
TEL:087-832-3343

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/yuushi/08.html>

ご清聴ありがとうございました